三重県感染症対策連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114号。以下「感染症法」という。)第10条の2の規定に基づき「三重県感染症対策 連携協議会」(以下「協議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、感染症法に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 感染症法第 10 条に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画に関する事項
 - 二 感染症法第 10 条の2第3項に規定する感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策等の実施に関する事項
 - 三 前号に掲げるもののほか、感染症から県民の生命や健康を守るために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 協議会の委員は、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、保健所設置 市及び消防機関その他の関係機関の代表者、有識者及び職員の中から知事が選任した 者及び三重県の職員をもって構成する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当 該委員の指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、協議に加わることができ る。
- 3 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、その定めるところにより専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、医療保健部感染症対策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。